



議会情報あれこれ

二元代表民主制（二元代表制）

今回は、議会の役割や機能を考える上で大事な、二元代表民主制について解説します。同じ議会でも、国と地方自治体とでは制度が違うために、議会の役割や機能、権限も違うのですが、国と地方の制度が同じという誤解も多くあるようです。

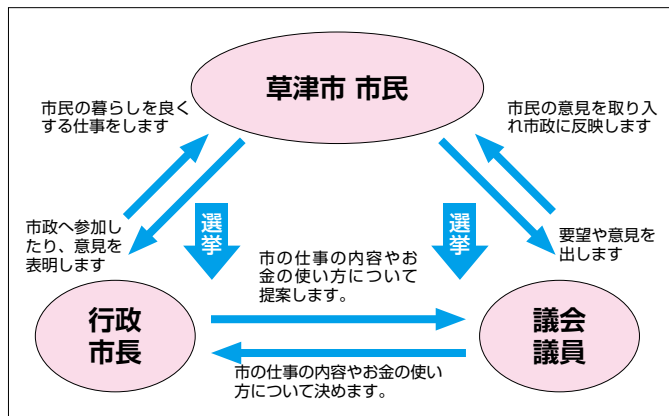
Q 制度の違いって、何が違うのですか？

A 地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表民主制と言います。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制をとっています。

Q 二元代表民主制の特徴は何ですか？

A ともに住民を代表する独任制の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら市政を進めていくことにあります。

議会が首長と対等の機関（機関競争・対立）として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をとおして政策形成の舞台となることこそ、二元代表民主制の本来の在り方であるといえます。



草津市議会からのお知らせ

平成22年9月定例会から議案の審査方法が一部変更されます。予算ならびに決算議案の審査に際しましては、現在まで、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会にその一部を分割付託の上、審査しておりましたが、この度、予算審査および決算審査を行うための特別委員会を設置の上、審査することとなりました。

決算審査特別委員会における議案審査は平成22年9月定例会から、予算審査特別委員会における審査は平成23年3月定例会から開始する予定です。このことにより、日程が一部変更となりますので、ご留意願います。

ご意見
ご感想



市議会に対するご意見
やご感想をお待ちいたし
ております。

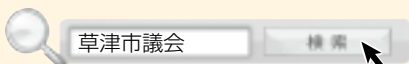
宛先・問合せ先

草津市議会事務局

〒525-8588 草津市草津3丁目13番30号
TEL. 077-561-2413
FAX. 077-561-2485
Eメール gikai@city.kusatsu.lg.jp

●草津市議会ホームページ

<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>



平成22年9月定例会の開催予定

月	日(曜日)	内容
9月	10日(金)	本会議(開会)
	21日(火)、22日(水)	本会議(質疑および一般質問)
	24日(金)	総務常任委員会、文教厚生常任委員会
	27日(月)	文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会
	28日(火)	決算審査特別委員会
	29日(水)	決算審査特別委員会
	30日(木)	決算審査特別委員会
10月	1日(金)	決算審査特別委員会(予備日)
	5日(火)	本会議(委員長報告、採決、閉会)

編集後記

皆様、こんにちは。いつも議会だよりをご愛読くださり、ありがとうございます。今回の紙面は、5月臨時会と6月定例会の表決を中心に書きあげましたが、いかがでしたでしょうか。議会情報の報告、発信のために、このお便りがございます。もっと良いものにするために、皆様のご意見、ご要望が大きな力となってきます。どうぞよろしくお願います。
議会広報編集委員一同